

上野事務所ニュース

令和7年1月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

今年予定されていること

今年予定されている主な変更は、以下のとおりです。

【保険料率の変更】

- 健康保険料率の変更（3月）
 - 介護保険料率の変更（3月）
 - 雇用保険料率の変更（4月）
- *それぞれの料率は未定です。
- 厚生年金保険料率の変更はありません。

【国民年金保険料の変更】

- 国民年金の月額保険料が17,510円へ変更（4月）

【任意継続被保険者の上限変更】

- 協会けんぽにおける任意継続被保険者の標準報酬月額の上限度額が30万円から32万円に引き上げ（4月）

【労働法関係の改正】

- 労働安全衛生法 届出の電子申請義務化（1月）
- 雇用保険法の改正（4月）
- 育児介護休業法改正（4月、10月）

雇用保険法の改正について

雇用保険法が改正され、令和7年4月1日より「出生後休業支援給付金」および「育児時短就業給付給付金」が創設されます。また、令和7年4月1日以降に60歳を迎えた方の「高年齢雇用継続給付」の支給率が変更となります。

【出生後休業支援給付金の創設】

夫婦ともに育児休業を取得した場合に、既存の育児休業給付金または出生時育児休業給付金（以下、育児休業給付金）と併せて受給できるようになります。

ます。

【概要】

子の出生直後の8週間以内に、夫婦ともに14日以上育児休業を取得した場合に、休業開始前賃金の13%相当額が給付されます。（支給日数の上限は28日です。）

育児休業給付金は休業開始前賃金の67%が支給されるので、出生後休業支援給付金が13%支給されることにより、休業開始前賃金の80%相当が支給されることとなります。

なお、配偶者が専業主婦（夫）など、雇用保険に加入していない場合には、配偶者が育児休業を取得していても、受給できる、とされています。（配偶者がいない場合も同様です。）

【育児時短就業給付金の創設】

2歳未満の子を養育し、育児短時間勤務制度を利用している場合に受給できるようになります。

育児介護休業法では、3歳未満の子を養育する労働者について、原則として1日の所定労働時間を6時間とするように事業主に求めています。労働者が育児短時間勤務の利用を申し出た場合、所定労働時間が短縮されることにより、給与も減額されることが一般的なため、低下した分の給与を補填する制度が設けられました。

【給付額】

- ①賃金額が「育児時短就業開始時賃金日額×30」の90%を下回る場合
⇒支給対象月に支払われた賃金額の10%
- ②賃金額が「育児時短就業開始時賃金日

額×30」の90%以上100%未満の場合
 ⇒支給対象月に支払われた賃金額の10%から一定の割合で逡減するように定める率

【高年齢雇用継続給付について】

60歳以上65歳未満の方で、雇用保険に加入していた期間が5年以上ある場合、現在もらっている賃金の額が60歳到達時の賃金から75%未満となった際に受給できます。

令和7年4月1日以降に60歳を迎える方については、以下のとおり支給率が変更となります。

賃金の低下率	支給率
64%以下	各月に支払われた賃金×10%
64%超75%未満	各月に支払われた賃金×支給率 (賃金の低下率に応じて0%~10%となります。)
75%以上	不支給

◆現在高年齢雇用継続給付を受給している方や、令和7年3月31日までに60歳を迎える方については、現行の支給率(最大15%)で計算されます。

なお、令和10年10月より、週所定労働時間が週10時間以上の方も雇用保険に加入することになります。

Q&A なぜなにどうして?



Q:結婚して苗字が変わった従業員がいます。年金事務所での氏名変更の手続きは不要になった、と以前聞いたことがあります。注意すべき点がありますか?

A:平成30年3月より被保険者の氏名や住所の変更については、日本年金機構がマイナンバーを用いて地方公共団体システム機構に変更情報の照会を行い、協会けんぽに情報提供をしています。この仕組みにより、会社が氏名・

住所の変更手続きをしなくても、年金事務所や協会けんぽの被保険者情報は、自動的に最新のものに更新されています。(被扶養者については自動更新されないため「被扶養者異動届」を提出し、氏名変更の手続きをする必要があります。)

これまでは新しい氏名が記載された健康保険証が自動的に発行されていましたが、昨年12月に健康保険証の発行が終了したことに伴い、新氏名の健康保険証が自動で発行される制度も終了しています。

しかし、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」については、協会けんぽへ交付申請書を提出することによって、新氏名が記載されたものを発行してもらうことが可能です。(マイナ保険証を持っていない方には、新しい氏名が記載された資格確認書が自動で発行されますが、2か月ほどかかる可能性があります。マイナ保険証を持っている方が資格確認書の交付を希望する場合には、交付申請が必要です。)

新氏名が記載された資格確認書を急ぎで必要としている際には、次のような手続きを行います。

- ① 年金事務所に「被保険者氏名変更届」を提出します。
 - ② 年金事務所から氏名変更の手続きが完了した旨の通知書が届きます。
 - ③ ②の通知が届き次第、協会けんぽへ「資格確認書交付申請書」を提出します。
- *被扶養者がいる場合には、被扶養者分も一緒に申請します。
- ④ 会社に新しい氏名が記載された資格確認書が届きます。
 - ⑤ 変更前の氏名が記載された健康保険証(資格確認書)を協会けんぽへ返却します。